

少額短期保険募集人試験実施要領

1. (趣旨)

少額短期保険募集人試験（以下、「本試験」という）は、保険業の健全な発展に貢献するとともに、その信頼を維持する観点から、少額短期保険募集人（少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理または媒介を行う者をいう）として保険募集に従事しようとする者が公正な保険募集を行う能力・資質を有していることを客観的に確認するために、特定非営利活動法人少額短期保険募集人研修機構（以下、「当機構」という）が実施するものです。

2. (受験資格)

本試験の受験資格者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものでなければなりません。

- ・ 少額短期保険募集人として保険募集に従事しようとする者であること
- ・ 各少額短期保険業者（少額短期保険業者の登録を行う予定の者を含む。以下同様）が定める所定の研修を履修した者であること
- ・ 各少額短期保険業者が定める基準に該当する者であること
- ・ 保険業法および少額短期保険業者向けの監督指針に定める条件を満たす者または満たす予定である者であること

3. (試験日程)

原則として<別表1>のと通りの日程で実施します。

4. (試験実施地区)

本試験は<別表2>に記載の地区で実施します。試験会場は受験者に交付される受験票に記載されます。

なお、臨時に実施地区を設けることがあります。

5. (試験の実施頻度)

試験の実施頻度は、原則としてそれぞれの試験の実施地区において毎月実施します。

ただし、実施地区毎の受験申込実績および各月の申込締切時の受験申込者数が別に定める基準に満たない場合は実施しないことがあります。

6. (受験の申込み)

- (1) 受験の申込みは、少額短期保険業者が当機構事務局に申請して、事業者登録をした後に、受験申込者情報等の必要な事項を受験の申込期間内に入力する方法により行うものとし、受験申込者個人による受験の申込みは受け付けないものとします。
- (2) 試験の実施地区毎の受験申込者数が別に定める基準を超える場合は、その基準を超えた時点で、その試験の実施地区での受験の申込みを中止し、それ以降の受験の申込みは受け付けないことがあります。

- (3) 受験の申込期間終了後は、原則として受験の申込み、受験の申込みの取消しおよび内容変更を受け付けないものとします。

7. (個人情報の取扱い)

少額短期保険業者は、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いを行うものとします。

8. (受験料・納入方法)

- (1) 受験料は、受験者1名あたり4,000円(税込)です。
- (2) 受験料の納入は、少額短期保険業者が所定の期日までに一括して指定の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。振込手数料は、少額短期保険業者の負担とします。なお、いったん納入された受験料は、原則として返還しないものとします。

9. (受験申込者の確定等)

- (1) 所定の期日までに受験の申込みが確定した者が受験できます。
- (2) 受験の申込みは、少額短期保険業者毎に受験の申込人数およびそれに対応する受験料の納入総額が一致していることが確認されたとき、少額短期保険業者単位で確定するものとします。
- (3) 受験の申込みが確定した者には、少額短期保険業者を通じ、受験票を発行します。

10. (試験の内容等)

- (1) 出題基準は次のとおりです。
- ・ 出題範囲 別に定める「少額短期保険募集人教育テキスト」の内容を出題対象とします。(同テキストの本文中の「参考」「注書き」からは出題しない)
 - ・ 出題形式 正誤問題、語群選択問題等
 - ・ 出題数 50問
 - ・ 配点 1問2点の計100点
- (2) 試験時間は、60分です。
- (3) 解答方法は、マークシート方式です。

11. (試験の監督)

試験の監督は、試験責任者(試験会場における最高責任者)、試験委員(試験責任者の補佐)および庶務担当者(受付事務その他庶務事項担当)が行います。

12. (本人確認)

受験に際して、試験責任者等は、受験票および身分証明書(原則として、氏名・生年月日・顔写真のいずれも確認できる運転免許証・パスポート等の行政機関が発行する写真付き証明書)に基づき本人確認を行うものとし、受験申込者本人と確認されない者は受験できないものとします。

13. (合格基準)

合格基準は、100点満点中の70点以上とします。

14. (合否の判定・合格通知書)

- (1) 合否の判定後速やかに、少額短期保険業者に対して、合否を通知し、合格者には少額短期保険業者を通じ、合格通知書を発行するものとします。
- (2) 合格通知書の再発行は、その受験の申込みを行った少額短期保険業者にて取扱うものとし、当機構では原則として受け付けません。

15. (各種照会への対応)

試験に関する照会は、別途設置する少額短期保険募集人試験センター (shotanshiken_center@jsfit.co.jp) 宛に少額短期保険業者経由で行うものとします。受験申込者等個人による各種照会は受け付けません。

以上

<別表1>

2012年4月期試験	2012年4月24日(火)	14:00~15:00
5月期試験	5月25日(金)	〃
6月期試験	6月26日(火)	〃
7月期試験	7月24日(火)	〃
8月期試験	8月28日(火)	〃
9月期試験	9月25日(火)	〃
10月期試験	10月26日(金)	〃
11月期試験	11月27日(火)	〃
12月期試験	12月21日(金)	〃
2013年1月期試験	2013年1月25日(金)	〃
2月期試験	2月22日(金)	〃
3月期試験	3月26日(火)	〃

※CBT(コンピュータによる試験)の導入など試験制度の変更に伴い、上記スケジュールが変更・中止される場合があります。

〈別表2〉

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、
高松市、福岡市、熊本市
(以上12地区)

地区によっては、試験を実施しない月があります。

ホームページの試験会場コーナーで実施の有無を確認してください。

(2006年8月16日 3. 試験日程、5. 試験の実施頻度 改訂)

(2006年9月25日 4. 試験実施地区 改訂)

(2007年1月22日 3. 試験日程 改訂)

(2008年3月1日 1. 趣旨、3. 試験日程、14. 合否の判定・合格通知書 改訂)

(2009年3月4日 3. 試験日程、8. 受験料・納入方法 改訂)

(2009年8月1日 6. 受験の申込み 改訂)

(2009年12月24日 1. 名称改訂)

(2010年1月27日 3. 試験日程 改訂)

(2011年1月28日 3. 試験日程 改訂)

(2012年3月28日 3. 試験日程 改訂)

特定非営利活動法人 少額短期保険募集人研修機構

〈連絡先〉

電話：03-6222-4422

FAX：03-3297-0755